

仙台市V2H充放電設備設置費補助金 よくある質問

| 質問   |  | 回答  |
|------|--|---|
| 申請要件 | 令和8年4月1日より前に契約しましたが、対象になりますか。          | 工事に着手していなければ対象になります。工事着手前に申請し、交付決定後に工事に着手してください。  |
| 申請要件 | 既に工事に着手してしまいました。補助金の対象になりますか。          | 交付決定前に工事に着手したものは補助対象となりません。工事着手前の申請が必要です。V2Hの工事開始は、交付決定日以降としてください。  |
| 申請要件 | 工事前の写真を撮影すれば、工事に着手してもよいですか。            | 工事は交付決定後に着手してください。<br>工事前の写真も交付決定後に撮影してください。<br>申請書提出し、審査完了後に交付決定通知書と4ケタの番号が書かれた紙（様式第2号別紙1）を送付します。4ケタの番号が書かれた紙を工事前の設備設置予定場所に張り付けて撮影する必要があります。                                     |
| 申請要件 | 自分で工事を行う場合は対象になりますか。                   | なりません。対象となるのは、専門の工事業者が工事を行う場合です。  |
| 申請者  | 仙台市外に居住していますが、補助を受けることができますか。          | 実績報告までにV2Hを設置予定の仙台市内の住宅に居住していれば、申請可能です。その場合、実績報告時に住民票をご提出ください。  |
| 申請者  | 住宅の所有が共同所有等の場合はどうすればいいですか。             | V2Hを設置する住宅について、申請者以外が所有者である場合や、他に共同所有者がいる場合は、所有者の同意が（申請書内にチェック箇所あり）必要です。  |
| 申請者  | 所有者から同意書を書いてもらう必要があるのですか。              | 同意書の作成は不要です。申請書内に同意を得たかチェックする箇所がありますので、そちらにチェックをお願いします。   |
| 申請者  | 申請者が住宅を所有しているが、土地の所有者は別である。同意必要か。      | 土地の所有者の同意は必要ありません。  |
| 申請住宅 | 居住していない所有住宅（別荘等）にV2Hを設置します。補助対象となりますか。 | 居住していない住宅への設置工事は対象となりません。   |
| 申請住宅 | 事業所（店舗や事務室など）への設置は対象になりますか。            | 対象となりません。店舗兼住宅の場合、登記事項証明書等のご提出をいただくことがありますので、お問い合わせください。  |
| 申請住宅 | 集合住宅（アパートやマンションなど）は対象になりますか。           | 対象となりません。戸建て住宅が対象となります。   |
| 対象設備 | 補助対象となるV2Hはどこで確認できますか。                 | 一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ「V2H充放電設備」→「補助対象機器一覧（PDF）」で確認できます。<br>URL：https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html<br>※令和8年度対象機器については国の支援事業詳細が公開後、上記URL等を更新予定。                             |
| 対象設備 | 中古品を設置する場合は対象になりますか。                   | 対象となりません。補助の対象になるのは新品に限ります。   |
| 対象設備 | リース品は対象になりますか。                         | 対象となりません。購入品が対象となります。   |
| 対象設備 | 電気自動車を所有していませんが、補助金は受けられますか。           | 電気自動車を所有していなくても、要件を満たしていれば補助対象となります。その場合、交付申請において購入予定の電気自動車等を記載してください。  |
| 対象設備 | V2Hと太陽光発電システムが連携しているとはどのような状態ですか。      | 太陽光発電システムで発電した電気がV2Hを介して、電気自動車等に充電することが可能な状態です。連携の状態を確認するため、実績報告時はモニター画面の写真や電気の流れが分かる写真、配線図等を提出していただきます。  |
| 対象設備 | 太陽光発電システムとV2Hを同時に導入する場合、条件はありますか。      | 実績報告書の提出日までに太陽光発電システムとV2Hを連携できるようにしてください。   |
| 対象設備 | V2H充放電設備を複数基設置しますが、複数基に補助は交付されますか。     | 1基分のみ補助対象となります。   |
| 補助金額 | 全部で最大いくら補助金が出ますか。                      | 補助対象経費の1/3が補助金として出ます。最大20万円です。  |
| 補助金額 | 補助対象経費とはなんですか。                         | 補助金の計算に使う経費になります。<br>具体的には、V2H購入費と設置工事費のことです（税抜き）。ただし、県や国の補助金を受ける場合はその金額を差し引いたものが補助対象経費となります。<br>【計算例】<br>(V2H購入費+設置工事費) - (国や県の補助金) = 補助対象経費<br>補助対象経費の1/3と上限20万円の低い方が仙台市からの補助金額 |

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 補助金額  | 補助対象経費に含まれないものは何ですか。                               | 諸経費、レイアウト検討費、電力会社協議費、調査費、既存機器処分費、廃材処分費、設計費、交通費、管理費、振込手数料、清掃費など、V2Hの設置工事に直接関係ない経費になります。   |
| 他補助金  | 国や県等の他の補助金との併用は可能ですか。                              | 可能です。ただし、国や県等から受けた補助金の金額を補助対象経費から差し引きます。（他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金窓口にご確認ください。）<br>※せんだい健康省エネ住宅補助金(新築向け)」との併用はできません。（ZEH+の選択要件にてV2Hを導入した場合）                                 |
| 申請手続き | 申込みに必要な書類はどこで入手できますか。                              | 仙台市ホームページからダウンロードすることができます。インターネットを使用できない場合は、手引き表紙に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。   |
| 申請手続き | 申請書類などは区役所でいただけますか。                                | 区役所では配布していません。仙台市ホームページでダウンロードすることができます。ダウンロードができない場合は、手引き表紙に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。   |
| 申請手続き | 申請書類の提出は、電子メールやFAXでもいいですか。                         | 電子メールやFAXでの受付はしていません。郵送にて提出をお願いします。  |
| 申請手続き | 事業者も申請できますか。                                       | 申請者本人でなくても、本人から依頼された手続代行者であれば可能です。ただし、補助金の申請行為は申請者本人に帰属することから、申請者名や印鑑は本人のものである必要があり、また書類の修正等にも本人の捺印が必要です。また、交付決定通知等の書類は本人あてに送付します。   |
| 申請手続き | 申請書の捺印は必ず押印するのですか。                                 | 捺印が必須ではありませんが、捺印が押印されていれば、軽微な誤りであれば、仙台市で訂正できますので、申請書の再提出は必要ありません。捺印が押印されていない場合に、申請書に誤りがあった場合、再提出をお願いすることもあります。   |
| 申請手続き | 申請の受付は先着順ですか。                                      | 先着順にて行います。申請期間内であっても予算を超える申請があった場合は申請受付を締切の場合があります。その場合は、仙台市ホームページにてあらかじめお知らせいたします。  |
| 申請手続き | 申請をしてからどれくらいで交付決定通知書が届きますか。                        | 申請書と必要書類が届き、不備がなければ、土日を含まない14日以内に交付決定通知書を送付します。  |
| 申請手続き | 同一年度内に2回申請できますか。                                   | できません。同一年度内の申請は1回のみです。   |
| 申請手続き | 市税納付状況の確認はなぜするのですか。申請書の「同意する」や「同意しない」とはどのようなことですか。 | 「市税の滞納がないこと」が補助要件となっているため、市税の納付状況を確認する必要があります。「同意する」を選んでいただくと、申請者本人に代わって脱炭素政策課で納付状況を確認します。（2週間程度かかります）。「同意しない」場合には、交付申請書提出前30日以内に発行された「市税の滞納がないことの証明書」（各区納税担当課発行手数料300円）を申請書に添付してください。 |
| 申請手続き | 建物の登記事項証明書は必要ですか。                                  | 必要ありません。   |
| 内容変更  | 交付決定後に工事内容を変更する場合はどうすればよいですか。                      | V2Hの種類を変更する場合や、交付決定を受けた補助金の額が変更となる場合には工事着手前に変更承認申請書を提出し承認を得る必要があります。   |
| 内容変更  | 交付決定後に工事を取り止める場合はどうしたらよいですか。                       | 工事を取り止める場合は、中止・廃止承認申請書を提出し承認を得る必要があります。  |